

「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」は、IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度です。一定の要件を満たすことで厚生労働省より「専門実践教育訓練給付金」として教育訓練費用（※）の最大80%が支給されます。以下は、厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」受給についての案内となります。 ※教育訓練費用＝入学金＋授業料（設備教材費は含まれません）

支給対象者

雇用保険に加入している方（在職者）

雇用保険の被保険者が3年以上
（給付金制度をはじめて利用する人は2年以上）

雇用保険に加入していない方（離職者）

離職日の翌日から受講開始まで1年以内、かつ
雇用保険の被保険者が3年以上
（給付金制度をはじめて利用する人は2年以上）

※離職から1年以内に妊娠・出産・疾病などの理由で30日以上受講開始できない期間がある場合、ハローワークに申請することで対象期間の延長が認められる事があります。
※受給資格については必ずお住まいの地域を管轄するハローワークにお問い合わせください。

支給額 教育訓練経費の最大80%（年間最大64万円） ※A + B + C

- ① 受講修了した方 : 教育訓練経費の50%（年間最大40万円）
- ② 受講修了1年以内に雇用保険被保険者として雇用されている方 : 教育訓練経費の20%（年間最大16万円）
- ③ ②かつ、受講開始前の賃金と比較し5%以上上昇した方 : 教育訓練経費の10%（年間最大8万円）

ハローワークで行うこと ① 受講前の手続き

受講開始前に以下の手続きが必要です。 ※1及び2は、受講開始日の2週間前までに完了しなければなりません。お気をつけください。

1. ジョブ・カードへ記入し、訓練前キャリアコンサルティングを受ける

ジョブ・カードを準備の上「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、ジョブ・カードの交付をうけなければなりません。訓練前キャリアコンサルティング前に行う書類の準備など、詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

2. 受給資格確認手続きを行う（1を行った上で）

受講開始、2週間前までにお住まいの地域を管轄するハローワークで受給資格確認手続きを行ってください。以下の書類を提出する必要があります（e-Gov 電子申請からも申請可能）。

[提出書類]

- ・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ・ジョブ・カード
- ・本人住所確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、など）
- ・写真2枚（正面上半身、3.0 cm × 2.5 cm）※マイナンバーカードで省略できます
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード

※申請書類の中で「指定番号」を記載する項目があります。以下の情報を記載してください。

教育訓練施設名	デジタルハリウッド STUDIO 広島	施設番号	3412004
専科 Web デザイナー専攻	:	3412004-2610041-3	
専科 Web デザイナー専攻＋地域のみらい講座	:	3412004-2610011-5	
専科 Web デザイナー専攻 主婦・ママクラス キャリアデザインプログラム就転職パック ※お仕事 TRY を選択しない6ヶ月コースの場合も上記を選択	:	3412004-2610021-8	
グラフィックデザイン講座	:	3412004-2610031-0	

3. 「受給資格者証」の交付

受給資格者証に支給申請期間が指示されます。大切に保管ください。

※交付後、受講料を有限会社久保田商事（デジタルハリウッド STUDIO 広島 運営会社）へ入金してください。

受講開始日から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間となります。
この期間内に支給申請の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークに確認ください。

受講期間4・6か月間の講座（グラフィックデザイン講座、Webデザイナー専攻）の場合



受講期間6か月以上の講座（Webデザイナー専攻+地域のみらい講座 / 主婦・ママお仕事 TRY 受講）の場合



[支給手続きに必要な書類]

- ・教育訓練給付金支給申請書 ※
- ・受講証明書（修了後の場合は教育訓練修了証明書）※
- ・領収証もしくはクレジット契約証明書 ※
- ・教育訓練経費等確認書 ※
- ・マイナンバーカード
- ・教育訓練給付金受給資格者証
- ・専門実践教育訓練給付最終受給時報告 など

※印 = デジタルハリウッド STUDIO 広島が発行する書類です
（書類は、規定の期限内に修了に必要な課題を提出した方へ発行します。6か月以上の講座では中間課題の提出で判断します）

受講修了後、1年以内に雇用保険被保険者として雇用されている状態にある場合の支給手続きでは以下の書類が必要となります。
※ハローワークから提供される資料に記載されている「資格取得等」の要件は第四次産業革命スキル習得講座の修了が該当します。

[支給手続きに必要な書類]

- ・教育訓練給付金支給申請書 ※
- ・第四次産業革命スキル習得講座 修了証 ※
- ・領収証もしくはクレジット契約証明書 ※
- ・教育訓練経費等確認書 ※
- ・マイナンバーカード
- ・教育訓練給付金 受給資格者証
- ・専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告 など

※印 = デジタルハリウッド STUDIO 広島が発行する書類です

[支給手続きに必要な書類]

- ・②の提出書類に加え、受講開始前および修了後6か月間の賃金等を確認できる書類

※注意事項※

- ・受講中、修了時に教育訓練経費の50%給付を得るためには、期間内に（修了）規定を必ず満たす必要があります。各講座の規定、受講期間を必ず確認ください。
- ・書類発行の時期、方法、条件などの詳細は開講後ご案内します。入学申込フォームにて「専門実践教育訓練給付金」を利用する旨を事務局へお知らせください。
- ・ハローワークへの照会&申請手続きは、検討者（受講者）本人がお住まいの地域を管轄するハローワークにて行ってください。
- ・ハローワークから STUDIO 広島へ照会があった場合、STUDIO 広島はハローワークに対して受講者の受講状況や到達状況を回答します。
- ・雇用保険の基本手当の受給などについては、ハローワークへお問合せください。
- ・経済産業省「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」との併用はできません。